

決算委員会

委員一覧 (30名)

委員長	泉	信也 (自民)	岸	信夫 (自民)	津田	弥太郎 (民主)
理事	小池	正勝 (自民)	小泉	昭男 (自民)	広田	一 (民主)
理事	中島	真人 (自民)	西島	英利 (自民)	藤末	健三 (民主)
理事	吉田	博美 (自民)	西銘	順志郎 (自民)	藤本	祐司 (民主)
理事	直嶋	正行 (民主)	藤井	基之 (自民)	前川	清成 (民主)
理事	柳澤	光美 (民主)	森元	恒雄 (自民)	松井	孝治 (民主)
理事	弘友	和夫 (公明)	山谷	えり子 (自民)	加藤	修一 (公明)
	岩井	國臣 (自民)	足立	信也 (民主)	山下	栄一 (公明)
	岡田	広 (自民)	朝日	俊弘 (民主)	小林	美恵子 (共産)
	柏村	武昭 (自民)	犬塚	直史 (民主)	又市	征治 (社民)
						(19. 2. 21 現在)

(1) 審議概観

第166回国会においては、第165回国会からの継続審査となる平成十七年度決算外2件に加えて、本委員会に付託された案件は平成十七年度予備費関係5件であり、平成十七年度決算外2件を是認し、平成十七年度予備費関係5件を承諾した。

〔決算の審査〕

決算外2件 平成十七年度決算及び国有財産関係2件は、第165回国会の平成18年11月21日に提出された。平成十七年度決算については、11月24日の安倍内閣総理大臣以下全大臣出席の本会議において、尾身財務大臣からその概要報告を受け、質疑を行い、同日、国有財産関係2件とともに委員会に付託され、尾身財務大臣及び大塚会計検査院長からの概要説明聴取、全般質疑を行った後、継続審査となっていた。

今国会においては、省庁別審査計7回、財務大臣及び質疑者要求大臣の出席による締めくくり総括的質疑を経て、平成19年6月11日、安倍内閣総理大臣以下全大臣出席の下、締めくくり総括質疑を行った。

また、1月25日、平成十六年度決算に関する参議院の議決について政府が講じた措置について、安倍内閣総理大臣から参議院議長に対して文書による報告が行われ、2月21日、委員会において、平成16年度決算審査措置要求決議について政府等が講じた措置と併せて尾身財務大臣等からその説明を聴取するとともに、3月16日、これらについて集中的な質疑を初めて行った。

平成十六年度決算に関する警告に対して政府が講じた措置を警告と対比して示すと、次のとおりになる。

内閣に対する警告	警告に対し内閣の講じた措置
<p>(1)平成16年度に中央省庁が実施した1件500万円以上の工事の発注や、業務委託等の契約に占める随意契約の件数の割合が約70パーセントと極めて高率になっており、中でも、国土交通省所管の各建設協会などを始め所管公益法人に発注した契約には、随意契約割合が100パーセント、あるいはそれに近い高率になっている例が少なからず見られ、さらに、これらの公益法人に多数のOBが天下っていることは、契約の公平性、競争性及び透明性の確保に疑念を抱かせ、看過できない。また、IT調達にあっては、民間企業を相手とする随意契約が金額の7割から8割を占めている省庁もある。</p> <p>政府は、随意契約の見直しに当たっては、相手方の官民を問わず一般競争入札を原則とし例外的に随意契約を認めている会計法の精神に照らして厳格な運用に努めるとともに、所管公益法人等への業務委託の実施に当たっては、天下りの状況も含め積極的に情報開示を行うなど、国民の不信を招くことのないよう厳正に対処し、公共調達の適正化に努めるべきである。</p>	<p>(1)所管公益法人等との随意契約については、一般競争入札が原則であるとの原点に立ち帰り、国民の目線に立った徹底した見直しを行った結果、金額にして約7割を一般競争入札等の方式に移行することを内容とする随意契約見直し計画を各府省において作成したところである。また、その他の民間企業を相手とする随意契約についても、平成18年中に同様の見直しを行った結果を踏まえ、平成19年1月に同計画を改訂したところである。</p> <p>さらに、契約に係る情報公開の充実等については、これまでの取組に加え、平成18年8月に各府省に対して、随意契約の相手先である所管公益法人等における国の常勤職員であった者の人数の公表、契約に係る問い合わせの総合窓口を設置すること等について通知し、同通知に基づく取組が進められているところである。</p> <p>今後とも、こうした措置を着実に実施することにより、公共調達の適正化に努めてまいり所存である。</p>
<p>(2)独立行政法人において、従来の特殊法人をも上回るような役員報酬を定めたり、職員給与が平成16年度の対国家公務員ラスパイレス指数で事務・技術職員が107.1、研究職員が103.2となっているなど、概して高い水準となっていることに加えて、国立病院機構において、特定の業者に種々の業務を随意契約により発注する一方で、旧国立病院から多くの天下りが行われている事実や、医薬基盤研究所の承継勘定において、政府出資金306億円の83パーセントに当たる254億円が繰越欠損金として計上され、国費の毀損が生じてい</p>	<p>(2)独立行政法人の随意契約については、各主務省を通じて、各法人において、契約の基準を具体的に規定し公表するとともに、一定額以上の随意契約については理由を含めて公表するなどの取組を行っているが、引き続きその適正化を推進してまいりたい。また、随意契約の相手先企業への役職員の再就職についても、議決の趣旨を各主務省を通じて周知したところであり、例えば、御指摘の国立病院機構については、旧国立病院出身者が在職している企業との契約を含め、原則として競争契約とする措置が講じられたと</p>

<p>る事実等が見られることは、看過できない。</p> <p>政府は、独立行政法人の運営の大部分が国からの運営費交付金等により行われている実態にかんがみ、原則一般競争入札の徹底及び随意契約受注企業への天下りの抑制、事業実施に当たって収益見込み等の一層厳格な審査による政府出資金の欠損の最小化に努めるよう、指導すべきである。</p>	<p>ころである。</p> <p>さらに、御指摘の出融資業務等を行う独立行政法人については、政府出資金の欠損の最小化に努めることは重要であり、収益の最大化及び貸付金の計画的かつ確実な回収が図られるよう、今後とも適切な目標管理を行うとともに、厳格な評価を実施してまいる所存である。</p>
<p>(3)特別会計については、歳出規模が純計額で前年度を上回り225兆円余と一般会計を大きく上回っており、依然として多くの特別会計において、不要不急の事業の実施や多額の積立金・資金、不用・剰余金を抱え、一部は引き続き増加傾向にあることは、看過できない。</p> <p>政府は、各特別会計の事務事業の見直しに加え、右の各種の余剰資金の縮減、一般会計への繰入れ・繰戻し、事業の実態に即した適切な予算計上を行うなど、透明化のため、一層目に見える改善に努めるべきである。</p>	<p>(3)特別会計の見直しについては、特別会計の統廃合、一般会計と異なる取扱いの整理、特別会計に係る情報開示という「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」に定められた内容を実施に移すための法律案を本国会に提出したところである。</p> <p>平成19年度特別会計予算においては、事務事業の徹底した見直しを行うとともに、財政健全化に5年間で20兆円程度の寄与を目標とする同法の趣旨を踏まえ、今回の法律案に基づき、7特別会計の剰余金約1.8兆円を一般会計に繰入れ、財政健全化に寄与することとしている。</p>
<p>(4)国が公益法人等に補助金等を交付して設置造成させている資金等について、本院からの要請に基づき会計検査院が会計検査をした結果、平成16年度末時点で設置されている116資金のうち、食品流通構造改善対策債務保証事業基金を始めとする33資金において、事業実績が継続的に少ない状況となっている等の問題点が指摘され、その上、平成12年度決算検査報告でも指摘をされながら依然として事態が好転していない資金があったことは、遺憾である。</p> <p>政府は、これら33資金についてはもとより、行政改革の一環として見直しの方針が示されている公益法人等が行う政策金融類似業務も含めて、事業を継続実施</p>	<p>(4)公益法人等における資金及び政策金融類似業務については、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」及び「行政改革の重要方針」等に基づき、個別法人ごとに精査し見直しを行ったところである。</p> <p>その結果、実績がない事業等について終了するとともに、国からの補助金等1,691億円、うち平成19年度予算において1,082億円を国庫へ返納する措置等を講じたところである。また、今後の定期的な見直しに備え、目標達成度を測るための基準の設定やサンセット方式の導入などの措置を講じたところである。</p> <p>今後とも、公益法人等に対する指導監督や定期的な見直しを通じて、指摘事項</p>

<p>することの必要性、ニーズに即した事業内容及び利用条件、需要に応じた資金規模等の検討を行い、事業の終了や資金の国庫返納も含めた所要の措置を積極的に講ずるとともに、今後の資金事業の実施に当たっては、目標達成度を測るための基準の設定やサンセット方式の導入など、定期的に見直しを行う体制を整備すべきである。</p>	<p>の再発防止に努めてまいる所存である。</p>
<p>(5)防衛施設庁において、同庁幹部が特定の建設業者に業務を受注させるため、当該業者と共謀して他の業者に高い入札金額で入札させて公正な価格を害し、刑法の競争入札妨害罪で逮捕されるに至ったことは、極めて遺憾である。また、同庁所管の公益法人「防衛施設技術協会」に多数のOBがいったん再就職し、自衛隊法で営利企業等への再就職を規制している離職後2年間を経過した後、関連建設業界に次々と天下っている事実が明らかになったことは、看過できない。</p> <p>政府は、防衛施設庁の官製談合のみならず、日本道路公団や新東京国際空港公団が発注した工事における官製談合事件の摘発が相次ぎ、官製談合の排除の徹底が強く求められている現状を踏まえ、一般競争入札の一層の拡大、公益法人への天下りの自粛など、抜本的に官製談合の再発防止策を講ずべきである。</p>	<p>(5)防衛施設庁を始めとする官製談合の排除については、防衛省において、検討会を設け、特別委員として部外有識者の参加を得て、精力的な議論を進め、防衛省の行う建設工事について、原則として一般競争方式による入札を実施すること、財団法人防衛施設技術協会への自主解散を要請すること等を含め、平成18年6月に、再発防止に係る抜本的対策を公表し、その着実な実施に努めているところである。また、政府は、入札談合の排除の徹底等を図るため、同年2月、公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議において、「公共調達の適正化に向けた取り組みについて」を取りまとめ、これに基づき、一般競争方式の拡大と総合評価方式の拡充を柱とする公共工事の入札契約の改善に取り組んでいるところである。</p> <p>公益法人への再就職については、政府として「公益法人の設立許可及び指導監督基準」を改正し、公益法人理事のうち所管官庁出身者を3分の1以下とする基準を厳格化したところである。また、早期退職慣行について、政府一体となってその是正に取り組んでいるところである。</p> <p>今後とも、これらの措置を講ずることにより、官製談合の排除に努めるとともに、退職管理の適正化に努めてまいる所存である。</p>

	<p>なお、公正取引委員会は、「入札談合等関与行為防止法」が平成15年1月に施行されて以来、3件の入札談合事件について同法に基づく改善措置要求を行っているところである。</p>
<p>(6) 日本郵政公社の複数の郵便局において、郵便料金の別納制度等を悪用して、特定のダイレクトメール発送代行会社等に対して料金の不正値引きを繰り返し、多額の損失を発生させている事実が次々と明らかになったことは、極めて遺憾である。また、冊子小包の取扱いについて不適切な事例が見られることは、遺憾である。</p> <p>政府は、これまでも郵便の別納制度等をめぐる不正が生じてきたことを重く受け止め、日本郵政公社に対して、法令順守の徹底、内部監査の更なる充実、この種事案の再発防止に向けた運用改善の具体的取組を強く求めるべきである。</p>	<p>(6) 郵便及び小包の不適正取扱いの再発防止については、総務省において、日本郵政公社に対し、議決の内容を通知し再発防止の措置を求めるとともに、「日本郵政公社法」第60条の規定に基づく経営改善命令を発出し、料金不適正収納事案の再発防止及び法令等遵守の取組の徹底を求めた。また、同法第26条の規定に基づく業績評価時にこれらの取組を強化するよう求めたところである。</p> <p>同公社においては、総務省からの通知、経営改善命令及び業績評価を受けて、全国の郵便局に対し、郵便及び小包の不適正取扱いの再発防止について指導するとともに、取扱マニュアルを改定し、各種の会議や研修、内部監査の強化を通じて、議決の趣旨の徹底及び再発防止について指導しているところである。</p> <p>政府は、今後とも、同公社が指摘事案の再発防止に努め、類似の指摘を受けることのないよう適切に指導・監督してまいる所存である。</p>
<p>(7) 日本放送協会（NHK）において、近年、相次ぐ不祥事により国民・視聴者の信頼を大きく失墜させ、受信料不払い急増など受信料制度の根幹を揺るがしかねない事態を招いたことに加えて、今般、新たに職員の度重なる架空出張による公金横領が発覚し、再び国民・視聴者の信頼を損ねたことは、極めて遺憾である。また、受信料支払いを法律で義務付けるとの議論がある一方、NHK関連団体に多額の余剰金が積み上がっている事実は、看過できない。</p> <p>政府は、NHKの度重なる不祥事を重</p>	<p>(7) 日本放送協会（NHK）の不祥事の再発防止に向けた取組、関連団体が保有する多額の余剰金の見直しについては、総務省からNHKに対して、文書により検討を求め、NHKにおいて以下のような取組が行われている。</p> <p>不祥事の再発防止に向けた取組としては、NHKの最高意思決定機関である経営委員会のコンプライアンスに関する諮問機関として「コンプライアンス委員会」を設置するなど、コンプライアンス体制の再構築を図るとともに、役員による現場職員との対話活動の推進等、職員の意</p>

く受け止め、NHKに対して、綱紀肅正、内部監査の更なる充実によるこの種事案の再発防止に向けた取組、及びNHK関連団体が保有する多額の余剰金の見直しの検討を強く求め、国民・視聴者の信頼回復に努めるべきである。

識改革に向けた施策を展開しているところである。また、全部局を対象とした業務、経費の調査を実施したところである。

NHK関連団体が保有する多額の余剰金の見直しについては、公共放送の関連団体として安定した経営を維持していく上で、適切な規模を確保しつつ、株主への利益還元を重視し、NHKは、自ら定めた指針に基づき、配当を行わせたところである。

今後とも、これらの措置を講ずることにより、NHKの不祥事の再発防止の取組及びNHK関連団体の多額の余剰金の見直しが図られるとともに、国民・視聴者の信頼回復に努めるよう強く求めてまいる所存である。

(8)航空機を利用した出張に係る旅費について、税関や都道府県労働局では、実際には割引運賃の航空券を購入しているにもかかわらず、これより高額の航空賃を支払ったとする領収証を旅行業者等から受領するなどして、国費が過大に支給されるという事態が多年にわたり生じていたことは、誠に遺憾である。

政府は、各府省等における出張に係る旅費の支払の際には、証明資料の確認を強化するなど、この種事案の再発防止に努めるとともに、公金等に対する意識の徹底のための取組を強化し、国民の信頼回復に万全を期すべきである。

(8)決算検査報告において指摘された出張に係る旅費の過大支給の再発防止については、平成17年11月及び平成18年6月に各府省等に対して、「旅行命令権者及び各部局庶務担当者による出張計画等の確認」及び「旅費の支出又は支払をする者による請求内容・証明資料の確認」の充実・強化等の措置を図るよう通知したところである。

今後とも、これらの措置を着実に講ずることにより指摘事項の再発防止に努めるとともに、国民の信頼にこたえるよう旅費の厳正な執行について取り組んでまいる所存である。

(9)独立行政法人日本スポーツ振興センターが運営するスポーツ振興くじ(いわゆる「toto」)については、売上実績が当初の目標を下回り、その目的であるくじ収益からスポーツ振興事業への助成も少額にとどまっている上に、くじの販売業務等の委託経費により生じた累積欠損金が多額に上り、また、運営状況及び財政状況が財務諸表に適切に反映されていないことは、看過できない。

(9)独立行政法人日本スポーツ振興センターにおけるスポーツ振興くじの累積債務については、平成17年度までに生じた未払委託料を長期借入れにより平成18年9月に一括返済し、スポーツ振興投票等業務を安定的に運営する環境を整えたところである。

同センターにおいては、平成18年10月に中期計画の変更を行い、売上目標額の設定、債務返済計画の策定を行う

政府は、独立行政法人日本スポーツ振興センターに対して、累積欠損金の解消に向けた現実的で国民の理解を得られる対応を求め、その負担が国民に及ぶことがないように尽力するとともに、「toto」の制度そのものの在り方を再検討すべきである。

など、同業務の財務内容の健全化に努めるとともに、新たなくじの販売促進、販売方法の拡充等、売上向上のための取組を行っているところである。

また、文部科学省においては、平成18年9月に同センターの中期目標の変更を行い、債務返済計画の達成状況について監視するとともに、文部科学省独立行政法人評価委員会における厳格な評価を踏まえ、同業務の抜本的な見直しを行うこととしたところである。

今後とも、このような取組を通じて、繰越欠損金の解消に向け、同センターを指導していくとともに、同センターと連携して、売上向上による収益の確保及び業務の効率的な実施等による経費の節減に努め、財務内容の健全化を図ることにより、スポーツ振興助成原資を確保するよう取り組んでまいり所存である。同時に、くじの売上状況等を注視しつつ、スポーツ振興投票等業務の実施体制の在り方も含め検討してまいりたい。

(10) 社会保険庁は、市町村から国への保険料収納事務移管後6割台に低下した国民年金保険料の納付率を、平成19年度に8割にすることを目標にその向上に努めているところであるが、大阪府内を始め各地の社会保険事務所等において、国民年金保険料の未納者から保険料の免除あるいは猶予の申請がないにもかかわらず、不正に保険料の免除手続等が行われ、かつ、社会保険庁が累次にわたって内部調査を行った際には、複数の社会保険事務局から不正行為を隠蔽する虚偽報告が行われるなど、不正な免除手続の実態が次々と発覚したことは、極めて遺憾である。

政府は、未納者の増加の背景には平成14年度の制度変更及び不況等による多数の勤労者の厚生年金から国民年金への移

(10) 国民年金保険料の免除等に係る不適正事務処理問題については、社会保険庁において、累次の調査を経て、平成18年8月に第3次調査報告書を取りまとめ、関係職員に対して停職を含む厳正な処分を行うとともに、降任・降格を含む厳しい人事上の対応の措置を講じたところである。

今回の事案発生を踏まえ、再発防止策として、これまでに法令遵守意識の徹底、社会保険事務局・事務所独自の判断による事務処理を防止するための業務の標準化・統一化の徹底等の措置を講じたところである。

また、公的年金制度の仕組みや基本理念を正しく理解していただくため、積極的に広報及び年金教育に取り組んでいる

動があった事情も考慮し、高齢者の生活の基礎的部分を担う公的年金の保険料収納において、かかる事態が生じたことを重く受け止め、職員の意識改革及び内部規律の遵守を徹底し、収納事務の適正な執行を図るとともに、国民年金制度に対する国民の理解の向上に努め、未納者の実情を熟知する市町村との協力をさらに強めるなど、国民年金保険料の納付向上及び減免制度の周知徹底による真に納付不能な人の救済に一層努力すべきである。

ところである。

さらに、国民年金保険料の収納対策に当たっては、市町村との連携を強めつつ、未納者の負担能力に応じたきめ細かな対策を行うこととしており、具体的には、市町村から提供を受けた所得情報を適切に活用し、保険料負担能力が乏しい場合には、免除等の周知と手続勧奨を行うことにより、確実に年金受給権に結び付けること、十分な負担能力がありながら納付義務を果たさない場合には、差押えを含む強制徴収による厳正な対応を図ること等に取り組んでいるところである。

今後、更に、国民年金保険料の収納対策をはじめとする業務改革、職員の意識改革及び組織改革を強力に推進し、国民の信頼回復に最善を尽くす所存である。

(11)厚生労働省において、広島労働局における不正経理を受け、全国の都道府県労働局に対し特定監査を行い兵庫労働局における旅費等の不正支出を発見したが、その後の警察の捜査により特定監査で判明した以外にも同労働局において多額の不正経理が行われていたこと等が明らかとなった。さらに、会計検査院の検査において、北海道労働局ほか5労働局においても、庁費、謝金、旅費等の不正支出や職員による国庫金の領得などの事態が見受けられたことは、極めて遺憾である。

政府は、特定監査において北海道労働局等における不正支出等を確認できなかったこと、並びに2年続けて都道府県労働局に係る警告を受けたことを重く受け止め、都道府県労働局に対する監査体制の一層の充実を図るとともに、会計経理の適正化、倫理の徹底及び綱紀の粛正についての指導監督に努めるべきである。

(11)厚生労働省都道府県労働局における不正経理等については、会計検査院の指摘を受け、国家公務員倫理審査会に諮った上で、平成18年12月までに、関係者の厳正な処分を行うとともに、その結果を公表したところである。

都道府県労働局における不正経理を根絶するため、これまで、公務員倫理の徹底及び綱紀保持、会計法令に基づく適正な経理事務の徹底はもとより、会計監査の充実や、随意契約に係る審査組織の各労働局への設置など審査体制の整備等とともに、都道府県労働局の会計経理に係る本省の指導体制を強化してきたところである。

今後、更に、外部専門家の参画による法令遵守体制の整備及び内部監査の一層の強化を図ることにより、二度と不正経理を生じさせないよう再発防止を強化・徹底し、労働行政の信頼回復に努めてまいる所存である。

平成十七年度決算審査における質疑の主な項目は、①都道府県労働局における不正経理問題、②社会保険庁におけるずさんな年金給付及び年金記録管理、③官製談合と天下り、④特殊法人の独立行政法人化等に伴う会計処理の見直し、⑤電子申請等のIT利用促進、⑥独立行政法人改革、などである。

締めくくり総括質疑を終局した後、委員長より平成十七年度決算の議決案が示された。その内容は、「1. 本件決算は、これを是認する。2. 内閣に対し、次のとおり警告する。内閣は、適切な措置を講じ、その結果を本院に報告すべきである。(以下6項目<略>)」というものである。

討論では、民主党・新緑風会より、平成十七年度決算外2件について是認することに反対、内閣に対し警告することについて賛成する旨の意見が述べられた。次に、自由民主党及び公明党より、平成十七年度決算外2件について是認することに賛成するとともに、内閣に対し警告することについて賛成する旨の意見が述べられた。続いて、日本共産党より、平成十七年度決算並びに国有財産増減及び現在額総計算書について是認することに反対、国有財産無償貸付状況総計算書について是認することに賛成、内閣に対し警告することについて賛成する旨の意見が述べられた。そして、社会民主党・護憲連合より、平成十七年度決算並びに国有財産増減及び現在額総計算書について是認することに反対、国有財産無償貸付状況総計算書について是認することに賛成、内閣に対し警告することについて賛成する旨の意見が述べられた。

以上で討論を終局し、まず、決算審査によって明らかとなった問題点を指摘した10項目から成る平成17年度決算審査措置要求決議について全会一致をもって議決した。措置要求決議の内容は、①特殊法人の独立行政法人化に係る会計処理の透明性の向上、②独立行政法人の業務発注に係る契約方式及び事務事業の見直し、③電子申請等のIT利用促進、④科学技術関係補助金等の不正使用防止、⑤保険金不払い等の再発防止と利用者保護、⑥地方自治体の裏金、官製談合に対する指導監督、⑦無償資金協力に係る入札及び案件監理体制、⑧特別会計の剰余金及び積立金の財政健全化のための更なる活用、⑨公会計の整備、⑩裁判員フォーラム開催に係る不適正経理、である。

次に、平成十七年度決算外2件についていずれも多数をもって是認すべきものと議決し、内閣に対し警告することについては全会一致をもって警告すべきものと議決した。内閣に対する警告は、①タウンミーティング開催におけるコスト意識の欠如した不適切な運営、②都道府県労働局における不正経理、③社会保険庁における多数の年金給付及び年金記録管理の誤り等、④国土交通省発注の水門工事及び緑資源機構発注の林道整備調査をめぐる官製談合事件、⑤原子力発電所の臨界事故等トラブル隠し、⑥基地周辺対策における公金の不適正な支出等、である。

また、2月21日、タウンミーティングの運営に関する請負契約について、6月11日、①独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況、②独立行政法人日本スポーツ振興センターにおけるスポーツ振興くじの実施状況、の2項目について、国会法第105条

に基づく会計検査院への検査要請を行うことを決定した。

予備費関係 予備費案件については、平成十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）外1件が第164回国会の平成18年3月17日に、平成十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）外2件が同国会の同年5月19日に提出され、衆議院において継続審査となっていた。

予備費関係5件は、平成19年5月11日に衆議院から送付され、5月25日に委員会に付託された。

委員会においては、5月28日、これら5件を一括して議題とし、尾身財務大臣から説明を聴取した後、平成十七年度決算外2件と一括して質疑を行った。

同日、質疑を終局し、討論に入ったところ、日本共産党より、平成十七年度一般会計予備費（その1）及び平成十七年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額（その1）について反対、その他の予備費関係3件について賛成する旨の意見が述べられた。

討論を終わり、採決の結果、予備費関係5件はいずれも多数をもって承諾を与えるべきものと議決した。

(2) 委員会経過

○平成19年2月21日（水）（第1回）

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査を行うことを決定した。
- 平成十六年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置について尾身財務大臣から説明を聴いた後、平成16年度決算審査措置要求決議について政府及び会計検査院の講じた措置について尾身財務大臣及び大塚会計検査院長から説明を聴いた。
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため、会計検査及びその結果の報告を求めることを決定した。

○平成19年3月16日（金）（第2回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成十七年度決算外2件の審査並びに国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため政府関係機関等の役職員を必要に応じ参考人として出席を求めることを決定した。
- 平成十七年度決算外2件に関し、平成十六年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置並びに平成16年度決算審査措置要求決議について政府及び会計検査院の講じた措置について尾身財務大臣、渡辺国務大臣、松岡農林水産大臣、高市国務大臣、麻生外務大臣、菅総務大臣、塩崎内閣官房長官、富田財務副大臣、渡辺国土交通副大臣、大塚会計検査院長、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕小池正勝君（自民）、直嶋正行君（民主）、藤末健三君（民主）、山下栄

一君（公明）、小林美恵子君（共産）、又市征治君（社民）

○平成19年4月9日（月）（第3回） — 省庁別審査 —

○平成十七年度決算外2件中、政府関係機関関係について林内閣府副大臣、渡辺国土交通副大臣、富田財務副大臣、大野総務副大臣、政府参考人、会計検査院当局、参考人中小企業金融公庫総裁安居祥策君、独立行政法人住宅金融支援機構理事吉井一弥君、同機構理事長島田精一君、農林漁業金融公庫総裁高木勇樹君、国民生活金融公庫総裁薄井信明君、沖縄振興開発金融公庫理事長松田浩二君、日本政策投資銀行総裁小村武君、国際協力銀行総裁篠沢恭助君及び公営企業金融公庫総裁渡邊雄司君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕小池正勝君（自民）、大久保勉君（民主）、藤末健三君（民主）、弘友和夫君（公明）、大門実紀史君（共産）、又市征治君（社民）

○平成19年4月16日（月）（第4回） — 省庁別審査 —

○平成十七年度決算外2件中、外務省及び防衛庁関係について麻生外務大臣、久間防衛大臣、浅野外務副大臣、山本経済産業副大臣、椎名財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕岸信夫君（自民）、小泉昭男君（自民）、柳澤光美君（民主）、犬塚直史君（民主）、弘友和夫君（公明）、仁比聡平君（共産）、又市征治君（社民）

○平成19年4月23日（月）（第5回） — 省庁別審査 —

○理事の補欠選任を行った。
○平成十七年度決算外2件中、文部科学省及び厚生労働省関係について伊吹文部科学大臣、柳澤厚生労働大臣、石田厚生労働副大臣、大塚会計検査院長、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕藤井基之君（自民）、西島英利君（自民）、神本美恵子君（民主）、尾立源幸君（民主）、山下栄一君（公明）、小林美恵子君（共産）、又市征治君（社民）

○平成19年4月27日（金）（第6回） — 省庁別審査 —

○平成十七年度決算外2件中、国会、会計検査院、財務省及び金融庁関係について山本内閣府特命担当大臣、尾身財務大臣、富田財務副大臣、水野法務副大臣、河合総務大臣政務官、川村参議院事務総長、大塚会計検査院長、政府参考人、参考人独立行政法人住宅金融支援機構理事長島田精一君及び日本政策投資銀行総裁小村武君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕森元恒雄君（自民）、犬塚直史君（民主）、直嶋正行君（民主）、大久保勉君（民主）、弘友和夫君（公明）、大門実紀史君（共産）、又市征治君（社民）

○平成19年5月9日(水)(第7回) — 省庁別審査 —

- 平成十七年度決算外2件中、皇室費、内閣、内閣府本府及び総務省関係について塩崎内閣官房長官、渡辺国務大臣、菅総務大臣、高市国務大臣、大田内閣府特命担当大臣、富田財務副大臣、渡辺国土交通副大臣、大塚会計検査院長、谷人事院総裁、竹島公正取引委員会委員長、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中島真人君(自民)、朝日俊弘君(民主)、藤本祐司君(民主)、山下栄一君(公明)、小林美恵子君(共産)、又市征治君(社民)

○平成19年5月14日(月)(第8回) — 省庁別審査 —

- 平成十七年度決算外2件中、法務省、国土交通省、警察庁及び裁判所関係について溝手国家公安委員会委員長、冬柴国土交通大臣、長勢法務大臣、林内閣府副大臣、田村内閣府大臣政務官、大塚会計検査院長、谷人事院総裁、政府参考人、最高裁判所当局、参考人独立行政法人都市再生機構理事尾見博武君及び同機構理事長小野邦久君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕岡田広君(自民)、西島英利君(自民)、朝日俊弘君(民主)、尾立源幸君(民主)、山下栄一君(公明)、小林美恵子君(共産)、福島みずほ君(社民)

○平成19年5月21日(月)(第9回) — 省庁別審査 —

- 平成十七年度決算外2件中、農林水産省、経済産業省及び環境省関係について松岡農林水産大臣、甘利経済産業大臣、若林環境大臣、富田財務副大臣、竹島公正取引委員会委員長、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕岸信夫君(自民)、小泉昭男君(自民)、藤本祐司君(民主)、藤末健三君(民主)、加藤修一君(公明)、大門実紀史君(共産)、又市征治君(社民)

○平成19年5月28日(月)(第10回) — 締めくくり総括的質疑 —

- 平成十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(第164回国会提出)(衆議院送付)

平成十七年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(第164回国会提出)(衆議院送付)

平成十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(第164回国会提出)(衆議院送付)

平成十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第164回国会提出)(衆議院送付)

平成十七年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(第164回国会提出)(衆議院送付)

以上5件について尾身財務大臣から説明を聴いた。

- 平成十七年度決算外2件及び予備費関係5件について柳澤厚生労働大臣、菅総務大臣、

伊吹文部科学大臣、冬柴国土交通大臣、尾身財務大臣、久間防衛大臣、渡辺国務大臣、下村内閣官房副長官、大塚会計検査院長、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行い、

平成十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（第164回国会提出）（衆議院送付）

平成十七年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（第164回国会提出）（衆議院送付）

平成十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（第164回国会提出）（衆議院送付）

平成十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第164回国会提出）（衆議院送付）

平成十七年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）（第164回国会提出）（衆議院送付）

以上5件について討論の後、いずれも承諾を与えるべきものと議決した。

〔質疑者〕西島英利君（自民）、小池正勝君（自民）、柳澤光美君（民主）、藤末健三君（民主）、尾立源幸君（民主）、山下栄一君（公明）、紙智子君（共産）、又市征治君（社民）

（平成十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1））

賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、社民

（平成十七年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1））

賛成会派 自民、公明、社民

反対会派 民主、共産

（平成十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2））

賛成会派 自民、公明、共産、社民

反対会派 民主

（平成十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書）

賛成会派 自民、公明、共産、社民

反対会派 民主

（平成十七年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2））

賛成会派 自民、公明、共産、社民

反対会派 民主

○平成19年6月11日（月）（第11回）— 締めくくり総括質疑 —

○理事の補欠選任を行った。

○平成十七年度決算外2件について安倍内閣総理大臣、冬柴国土交通大臣、赤城農林水

産大臣、高市内閣府特命担当大臣、久間防衛大臣、柳澤厚生労働大臣、若林環境大臣、甘利経済産業大臣、尾身財務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、平成17年度決算審査措置要求決議を行い、平成十七年度一般会計歳入歳出決算、平成十七年度特別会計歳入歳出決算、平成十七年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十七年度政府関係機関決算書を議決し、平成十七年度国有財産増減及び現在額総計算書及び平成十七年度国有財産無償貸付状況総計算書をいずれも是認すべきものと議決した後、尾身財務大臣、塩崎内閣官房長官、渡辺国務大臣、高市国務大臣、山本内閣府特命担当大臣、菅総務大臣、麻生外務大臣、柳澤厚生労働大臣、赤城農林水産大臣、甘利経済産業大臣、冬柴国土交通大臣、久間防衛大臣及び最高裁判所当局から発言があった。

〔質疑者〕 泉信也君（委員長質疑）、三浦一水君（自民）、※西銘順志郎君（自民）、谷博之君（民主）、※大塚耕平君（民主）、魚住裕一郎君（公明）、小池晃君（共産）、又市征治君（社民） ※関連質疑

（平成17年度決算審査措置要求決議）

賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

（平成十七年度一般会計歳入歳出決算、平成十七年度特別会計歳入歳出決算、平成十七年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十七年度政府関係機関決算書）

賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、社民

（内閣に対する警告）

賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

（平成十七年度国有財産増減及び現在額総計算書）

賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、社民

（平成十七年度国有財産無償貸付状況総計算書）

賛成会派 自民、公明、共産、社民

反対会派 民主

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため、会計検査及びその結果の報告を求めることを決定した。

○平成19年7月5日（木）（第12回）

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 決算・予備費の概要

平成十七年度一般会計歳入歳出決算、平成十七年度特別会計歳入歳出決算、平成十七年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十七年度政府関係機関決算書

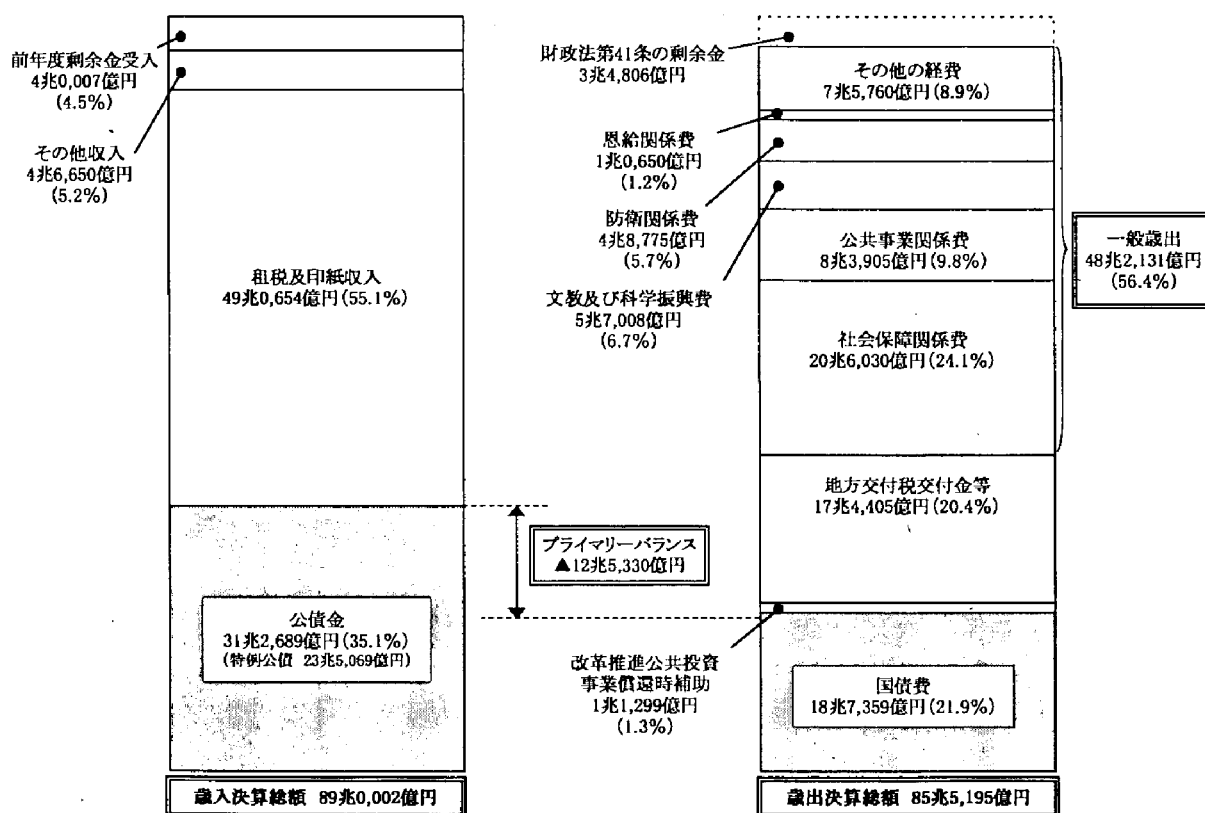
平成十七年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は89兆2億円、歳出決算額は85兆5,195億円であり、差引き3兆4,806億円の剰余を生じた。この剰余金は財政法第41条の規定により、平成十八年度一般会計歳入に繰り入れられた。なお、財政法第6条の純剰余金は9,009億円である。

平成十七年度特別会計歳入歳出決算における31の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は452兆1,410億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は401兆1,835億円である。

平成十七年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は60兆6,966億円であり、資金からの一般会計等の歳入への組入額等は59兆9,724億円であるため、差引き7,242億円の残余を生じた。

平成十七年度政府関係機関決算書における8機関の収入済額を合計した収入決算額は4兆7,104億円、支出済額を合計した支出決算額は4兆1,028億円である。

〈平成十七年度一般会計歳入歳出決算の概要〉



(注) 財政法第41条の剰余金の内訳は、翌年度への繰越額1兆9,143億円、16年度までに発生した剰余金の使用残額623億円、地方交付税交付金等特定財源増6,030億円、財政法第6条の純剰余金9,009億円である。
(資料)「平成17年度 決算の説明」等より作成

平成十七年度国有財産増減及び現在額総計算書

平成十七年度国有財産増減及び現在額総計算書における17年度中の国有財産の差引純減少額は10兆183億円、17年度末現在額は85兆2,014億円である。

平成十七年度国有財産無償貸付状況総計算書

平成十七年度国有財産無償貸付状況総計算書における17年度中の国有財産の無償貸付の差引純減少額は179億円、17年度末現在額は1兆743億円である。

平成十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

一般会計予備費予算額3,000億円のうち、平成17年4月19日から17年12月13日までの間に使用を決定した金額は996億円で、その内訳は、①衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に必要な経費752億円、②イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に必要な経費86億円などである。

平成十七年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）

平成17年6月17日から17年11月29日までの間に決定した経費増額総額は775億円で、その内訳は、①道路整備特別会計における道路事業の調整等に必要な経費の増額293億円、②治水特別会計治水勘定における河川事業の調整等に必要な経費の増額202億円などである。

平成十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）

一般会計予備費予算額3,000億円のうち、平成18年3月17日から18年3月22日までの間に使用を決定した金額は111億円で、その内訳は、①豪雪に伴う道路事業に必要な経費97億円、②家畜伝染病予防費の不足を補うために必要な経費13億円である。

平成十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

特別会計予備費予算総額1兆6,521億円のうち、平成18年3月22日から18年3月31日までの間に使用を決定した金額は20億円で、その内訳は、道路整備特別会計における豪雪に伴う道路事業に必要な経費20億円などである。

平成十七年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）

平成18年3月22日から18年3月31日までの間に決定した経費増額総額は767億円で、その内訳は、①労働保険特別会計徴収勘定における労働保険料の他勘定へ繰入れに必要な経費の増額642億円、②道路整備特別会計における豪雪に伴う道路事業に必要な経費の増額97億円などである。

(4) 委員会決議

—— 平成17年度決算審査措置要求決議 ——

内閣及び最高裁判所は、本決議を踏まえ、適切な措置を講じ、その結果を参議院決算委員会に報告すべきである。

1 特殊法人の独立行政法人化等に係る会計処理の透明性の向上について

特殊法人が独立行政法人や株式会社に移行するに当たり、会計基準の変更に伴い発生した欠損金等について、法律に基づき、国からの出資金や貸付金を減少させるなどの会計上の処理が行われることがあるが、その結果として減少した国の資産の額は必ずしも明らかにはなっていない。また、特殊法人等の独立行政法人化により、運営費交付金の使途などに関する国会における財政統制が困難になっている。

政府は、特殊法人の独立行政法人化等に伴い減少した国の資産の額及び減少した理由について法人別に明確にし、説明責任を果たすべきである。また、政策金融機関の整理・統合に当たっては、会計基準の変更に伴い発生する欠損金を国の資産により手当てすることに慎重であるべきであり、今後、これら欠損金について措置を講じた場合は、その内容を本委員会に報告すべきである。さらに、独立行政法人化により無償譲渡された政府資産の処分状況を始め、運営費交付金の使途及び剰余金の状況等については、その内容を厳しく精査し、情報公開に努めるべきである。

2 独立行政法人の業務発注に係る契約方式及び事務事業の見直しについて

独立行政法人の業務発注に係る契約方式に関して、随意契約の限度額を国の基準よりも高く設定している法人が数多く見られるほか、一般競争入札方式でありながら落札率100%で発注している例も散見される。

また、関連法人への天下りが多数に上るほか、それらの関連法人に対し、随意契約で業務を発注している実態が明らかになっている。

政府は、101独立行政法人すべてを対象に見直しを行い、年内を目途に整理合理化計画を策定することとしているが、このような状況にかんがみ、その業務発注に係る契約方式及び事務事業について徹底した調査、見直しを行うべきである。

3 電子申請等のIT利用促進について

政府は、平成13年以降数次にわたってIT戦略を策定してきた。その重点分野の一つに電子政府の実現があり、国民の利便性の向上・行政運営の効率化の観点から、それまで書面で行われていた申請や入札手続の電子化が進められた。

しかし、電子申請システムの利用率は著しく低迷している。例えば、総額約40億円が投じられた外務省所管の旅券電子申請システムは、累計の利用件数が約300件にとどまり、運用開始からわずか2年8か月で停止された。また、平成16年度の電子申請率は、汎用システム及び専用システム合計で0.94%と極めて低い状況であることが、平成17年度決算検査報告に掲記されている。

政府は、IT新改革戦略において、オンライン利用率を2010年度までに50%以上にする

との目標を掲げているところであり、今後、より一層積極的に周知活動を行うとともに、ワンストップサービスの徹底や添付書類のオンライン化など利便性を向上させ、利用率目標の確実な達成に努めるほか、利用度の低い電子申請システムについて要・不要を再検討し、冗費節減に努めるべきである。

4 科学技術関係補助金等の不正使用防止について

歳出削減が進められる中で、例外的に科学技術関係経費は増加してきた。特に、科学研究費補助金等の競争的資金は、研究者の研究費選択の幅と自由度を拡大し、競争的な研究開発環境の形成に貢献するものとして充実が図られ、拡大の一途をたどってきた。しかし一方で、研究者による競争的資金の不正使用が次々と発覚し、科学技術関係の補助金及び委託費に対する国民の不信を招いている。

研究者による補助金等の不正使用が発生する要因として、受ける側の研究者の意識の問題だけでなく、特定の研究者への過度の資金の集中、省庁や制度ごとのルールの違いなど、補助金等を出す側の行政における制度・運用面での問題も指摘されている。また、不正に対するチェックの甘さや体制の不備があったことも否定できない。

政府は、このような要因を踏まえ不正防止策を講じているところであるが、研究活動の委縮を招くことのないよう留意しつつ、科学技術関係補助金等の不正使用根絶を目指して、各競争的資金制度を所管する関係府省の密接な連携を図り、必要な措置を早急に講ずべきである。

5 保険金不払い等の再発防止と利用者保護について

一昨年来、生命保険及び損害保険各社において、保険金の不払いや支払い漏れ、保険料の取り過ぎなどの利用者保護に欠ける事態が明らかになっている。平成19年4月現在、生命保険会社の保険金の支払い漏れは、全38社中37社から平成17年度までの5年間で計約44万件、総額約359億円に上ることが公表されており、また損害保険では、平成18、19年に自動車保険等の支払い漏れや第三分野における不払いにより8社が業務停止命令を受けたのを始め、平成19年3月には、損害保険6社で、10万件を超える火災保険料の取り過ぎがあったことが公表されている。この間、金融庁の指示により各保険分野での調査が行われるたびに、不適切な実態が新たに判明し、いまだに最終的な件数・金額の全体規模が確定できない状況となっている。

政府は、生命保険及び損害保険制度の重要性にかんがみ、利用者保護の観点から、各保険会社の業務改善状況、進行中の調査の進捗状況などを十分に把握し、各保険会社に対して、再発防止及び保険契約者保護のための実効性ある措置を講じるよう指導監督に努め、利用者並びに国民の信頼回復になお一層尽力すべきである。

6 地方自治体の裏金、官製談合に対する指導監督について

総額17億円にも上る多額の裏金ねん出が発覚した岐阜県を始め、長崎県、大阪府等においても裏金の存在が明らかになり、また、福島県、和歌山県、宮崎県では県発注工事に係る談合事件で知事や出納長が逮捕されるなど、地方行政に対する国民の信頼を失墜させる事態が相次いでいる。

その背景として、自治体の監査委員が十分に機能していないことや、外部監査制度を導入する自治体が少数にとどまっていることに加え、地方自治体の入札制度において、一般競争入札の対象となる工事の下限価格が国の基準である2億円を上回っているところが複数存在するなど、自治体の取組に差が生じていることなどが指摘されている。

政府は、監査対象、監査方法の統一的な基準作成に努めるとともに、地方自治体に対し、外部監査制度の導入促進、情報公開の徹底及び一般競争入札拡大等の入札改革が図られるよう、積極的に助言、指導を行うべきである。

7 無償資金協力に係る入札及び案件監理体制について

一般プロジェクト無償資金協力に係る入札については、平成14年度決算検査報告等において落札率が高くなっているなどの指摘がなされてきたところであるが、平成16年度及び17年度の実績でも、落札率が99%以上となる事例が全体の約6割を占め、そのうち、不落随契となった事例が多数に上るなど、依然として競争性の向上が必要な状況にある。また、草の根・人間の安全保障無償資金協力案件については、案件終了時の現場確認や事後のフォローアップの実施状況が不十分な在外公館も多く見られ、それらの公館では我が国の供与した資金の利用状況等に関する検証が十分になされているとは言えない。

政府は、現在の厳しい財政状況及び国内における入札制度をめぐる議論を踏まえ、海外での事業であるという特殊性を過度に強調することなく、入札参加資格の一層の緩和等を通じた競争性の向上に努めるべきである。また、在外公館が中心となって行う草の根・人間の安全保障無償資金協力については、外部委嘱員制度等を活用して事業規模に見合った体制の整備等に努め、在外公館が責任を持って資金の利用状況等を検証すべきである。

8 特別会計の剰余金及び積立金の財政健全化のための更なる活用について

第166回国会において特別会計に関する法律が成立したことに伴い、剰余金については、一般会計への繰入れが共通ルール化され、積立金については、その必要性や水準等が各特別会計予算の積立金明細表に公表されることとなった。

しかしながら、恒常的に繰入れが行われてきた外国為替資金特別会計を除けば、剰余金からの一般会計への繰入れは少額にとどまっており、積立金明細表における必要性や水準等の記載は、そのほとんどが抽象的文言となっている。

また、特別会計の数は減少したものの、多くの勘定がそのまま存続している。

政府は、すべての特別会計の剰余金の用途をより一層精査するとともに、積立金の必要性及び水準等について、積立金明細表に特別会計の業務の性格に応じて明確な基準を示し、現在掲げられている20兆円の財政健全化への貢献目標にとどまることなく、剰余金及び積立金の財政健全化のための更なる活用を図るなど、今後も特別会計の不断の見直しに努めるべきである。

9 公会計の整備について

近年、予算書・決算書で把握されている現金のフロー情報に加え、公的資金で形成された資産や国債等の債務残高といったストック情報を含めた国の財務状況全体を把握し、管理することが重要となっており、政府は、企業会計の考え方をういた「国の財務書類」や

「省庁別財務書類」を作成するなど公会計の整備に取り組んでいる。しかし、これら財務書類は歳入歳出決算の計数を用いて作成されているため、その公表は決算の国会への提出時期から大幅に遅れている。

政府は、その重要性にかんがみ、「国の財務書類」等を早期に公表できるよう、財務書類を速やかに作成するためのシステムの導入について検討を進めるべきである。

10 裁判員フォーラム開催に係る不適正経理について

最高裁判所は、法を適用し争訟について裁定を行う司法機関であり、司法の公正と国民の信頼を保持するためにも、常に自らを厳しく律することが求められる。

平成17年度に最高裁判所が主催した裁判員制度全国フォーラムの一部において、共催した地方新聞社等が謝礼を支払って参加を募るなど、不適切な募集行為が行われていたことが発覚した。そのほか、同フォーラム開催に当たって締結された契約、新聞広告や映画制作などに関する契約において、会計法令上好ましくない、さかのぼり契約が行われていたことが明らかになった。

最高裁判所は、職員の意識改革を徹底し、会計・契約事務の効率化、適正化を図り、裁判員制度広報にかかわる予算の効率的かつ厳格な執行に努め、裁判員制度に対する国民の理解を深めるべきである。